

議第18号

防災減災事業等に要する費用の一部負担について

県は、平成30年度において実施する防災減災事業等に要する費用の一部を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

地区名	所在地	事業名	工種	負担額	負担者
東根一の沢	東根市	防災減災事業	農地保全・防災	工事費の11/100に相当する額	東根市
宇津森	最上郡 鮭川村	経営体育成基盤整備事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	鮭川村

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提案理由

防災減災事業等に要する費用の一部を受益市村に対し負担させるため、土地改良法第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定により提案するものである。

議第19号

地域用水環境整備事業に要する費用の一部負担について

県は、平成30年度において実施する地域用水環境整備事業に要する費用の一部を、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

地区名	所在地	事業名	工種	負担額	負担者
日向川	酒田市	地域用水環境整備事業	小水力発電施設	工事費の1/10に相当する額	酒田市
〃	飽海郡遊佐町	〃	〃	〃	遊佐町

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提案理由

地域用水環境整備事業に要する費用の一部を受益市町に対し負担させるため、地方財政法第27条第2項の規定により提案するものである。

議第20号

都市計画街路事業に要する費用の一部負担について

県は、平成30年度において実施する都市計画街路事業に要する費用の一部を、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

路線名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
東原村木沢線	山形		道路改良事業	工事費の0.3785/10に相当する額	山形市
北本町飛田線	新庄		〃	〃	新庄市

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提案理由

都市計画街路事業に要する費用の一部を受益市に対し負担させるため、地方財政法第27条第2項の規定により提案するものである。

議第21号

道路事業（単独）に要する費用の一部負担について

県は、平成30年度において実施する道路事業（単独）に要する費用の一部を、道路法（昭和27年法律第180号）第52条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

路 線 名	所 在 地		工 種	負 担 額	負 担 者
	郡 市	町 村			
酒 田 八 幡 線	酒 田		雪寒関連事業	工事費の0.5/10に相当する額	酒 田 市
安田砂越停車場線	〃		〃	〃	〃
長 井 大 江 線	長 井		側溝整備事業	工事費の1/10に相当する額	長 井 市
深 山 下 山 線	西置賜	白 鷹	〃	〃	白 鷹 町
長 井 飯 豊 線	〃	飯 豊	〃	〃	飯 豊 町
三 瀬 水 沢 線	鶴 岡		〃	〃	鶴 岡 市

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提 案 理 由

道路事業（単独）に要する費用の一部を受益市町に対し負担させるため、道路法第52条第2項の規定により提案するものである。